

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年一月三十一日奈良県指令建第一〇八一〇三号

令和四年三月七日奈良県指令建第一〇八一〇三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月十六日建第九九二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市笛堂一六七番一、一八〇番四、一八〇番五、一八一番一、一八三番五、一八三番六及び六二七番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市笛堂一八〇番一

杵本京子

葛城市勝根二四六番七

島坂翔也

一 許可番号

令和三年二月十二日奈良県指令建第一〇六一二二〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月十七日建第九九二二二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡三郷町立野北一丁目二〇六八番、二〇七一八番八、二〇七七番一、二〇七七番二、二〇七七番三、二〇七七番四、二〇八五番一、二〇八六番一、二〇八六番二、二〇八六番三、二〇八六番四及び六七三六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡三郷町勢野西一丁目一番一号

三郷町長 森宏範

一 許可番号

令和二年七月三十一日奈良県指令建第一〇六一二二一  
令和二年十一月六日奈良県指令建第一〇六一二二一―一号  
令和三年十一月十七日奈良県指令建第一〇六一二二一―二号  
令和四年二月二十四日奈良県指令建第一〇六一二二一―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月十七日建第九九二四号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年三月十七日建第五七三一号  
三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市寺口二三番四、二七番一の一部、二七番三、二七番四、二七番五、二七番六、  
二七番七、二七番八、二七番九、二七番一〇及び五六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市東室二七番地

梅乃宿酒造株式会社 代表取締役 吉田佳代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市寺口二七番四、二七番五、二七番六、二七番七、二七番八、二七番九  
及び二七番一〇

水路 葛城市寺口二三番四、二七番三及び五六番二